

公益社団法人新宮市シルバー人材センター
令和2年度 事業計画

新宮市においては、「超高齢社会」が進展する中、高年齢者数が1万人を超え、令和元年度当初の高齢化率が36.5%と全国平均(28.3%)を大きく上回っております。

そのような中で「一億総活躍社会」や「生涯現役社会」の実現に向けて高齢者が生活しやすく、活動しやすい環境を整備していくことがますます重要となっています。

また「働き方改革」を踏まえ、高齢者のニーズに応じた多様な就業機会を提供するシルバー人材センター事業への期待も高まっております。

シルバー人材センター事業は定年退職後等に臨時的、短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対して地域の日常生活に密着した仕事を提供し、生きがいの創生や社会参加を促進し地域社会の活性化を図るものです。

そのシルバー事業の安定的な運営を図るためには会員の増強が課題であり、今年度も引き続き会員増強に向けた諸施策の実施や広報活動に努めます。

つきましては、シルバー人材センター事業の基本理念である「自主・自立・共働・共助」のもと安全・適正就業を前提に就業機会や会員の拡大に努め、活力ある地域社会づくりに貢献出来るよう以下の事業に取り組みます。

1. シルバー人材センター事業（公益目的事業）

(1) 就業機会の拡大と提供

- ① 高年齢者に相応しい経験や技能を活かせる仕事を個人家庭や事業所から受注し、会員に対して請負、委任又は派遣就業の形で提供します。
- ② 継続した就業機会の確保とともに、地域における人手不足分野や現役世代を支える分野で新たな就業機会の拡大に努めます。
- ③ 会員一人ひとりがシルバー人材センターの基本理念に基づき、就業開拓や会員拡大に努めます。
- ④ 地域の良好な生活環境の保全な等に寄与する空き家管理サービスや遠隔地居住者の便宜を図る墓地清掃サービスも引き続き実施します。

(2) 安全・適正就業の推進

- ① 安全・適正就業委員会を開催し、安全意識の高揚と啓発のため安全・適正就業対策実施計画を策定の上、全会員に配付し、会員が安全かつ適正に業務遂行できるよう努めます。

- ② 請負、委任、派遣などの契約形態にしたがって、適正な就業形態を精査する自主点検を行い、それぞれの実態に即した就業体制を確立します。
- ③ 就業中や就業途上時における交通安全に対する注意の徹底を適時、全会員に文書通知し事故防止の啓発を図ります。
- ④ 業務拡大に係る知事の業種及び職種の指定を受けたもの以外は臨時的かつ短期的または軽易な業務で、おおむね月10日以内、又は週20時間を超えない目安の就業に努めます。
- ⑤ 全国統一安全就業スローガンを実践するため安全パトロールを実施します。

(3) 労働者派遣事業の推進

- ① 派遣元としての和歌山県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という）の新宮事務所として労働者派遣事業による就業機会の開拓、確保に努めると共に円滑に進めていくため就業会員の教育訓練を実施します。
- ② 請負や委任契約に相応しくない業務については、シルバー派遣事業契約での就業を図るため発注者への説明と理解を得るよう努めます。
- ③ 労働者派遣事業の推進に努め、事業の普及啓発と就業会員の確保に努めます。

(4) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の促進

- ① 平成27年度より実施されている高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を継続して実施し、人手不足分野や現役世代を支える分野の派遣、請負等のすべての業務で就業する機会を提供します。

(5) 就業率の向上

- ① 健康で働く意欲のある会員が公正、公平に就業機会を提供することを目標に平成30年度の県全体の就業率70.7%を上回るよう努めます。
- ② 新加入会員には入会后、速やかに仕事を紹介するとともに未就業会員のリストを点検し可能な限り仕事の紹介を行い、未就業者の減少を図ります。

(6) 普及啓発活動の推進

- ① 普及啓発促進月間の「シルバーの日」の奉仕活動への参加を全会員に呼びかけ普及啓発活動を実施し、シルバー人材センターについての地域の理解が深まるよう努めます。
- ② シルバー人材センター事業の紹介、啓発をするためチラシ、市広報、地方新聞広告等を活用し、市民周知と未加入者の入会の促進に努めます。
- ③ 連合会が実施するテレビ、ラジオ等を活用した啓発事業の実施に協力します。
- ④ インターネット利用の宣伝媒体であるホームページの内容の充実に努め、事業拡大の基盤づくりを図ります。

(7) 講習会の開催

- ① 連合会が実施する厚生労働省の委託事業の「高齢者活躍人材確保育成事業」の技能講習に協力します。
- ② 会員を対象に各種講習会を開催し、新たな分野での就業に必要な知識及び技能の習得と技術の向上を図ります。
- ③ 平成30年度に実施し受講者に好評であった植木剪定の後継者育成の講習を実施する。

(8) 高齢者等生活支援事業の実施

- ① 新宮市の支援を得て取り組む「高齢者等生活支援サービス事業」につきましては、家事・福祉サービス、通院付添事業、空き家管理事業、屋内サポート事業等を実施します。

(9) 介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の受託

- ① 改正介護保険法に基づき平成29年度より新宮市から委託されている事業で介護予防を必要とする対象者に介護予防訪問緩和型サービスを引き続き実施します。
- ② 新総合事業を公共性の高い介護予防・生活支援として実施していく上で管理者やサービス提供責任者、従事者の人員基準を確保するとともに家事・生活支援サービス内容を充実し、地域社会に貢献できるよう会員の確保のため技能講習を実施します。

(10) その他の活動

① 寝具乾燥消毒サービス事業の推進

平成15年度から新宮市より受託し、在宅高齢者、障がい者等で寝具の衛生管理が困難な方に対し専用車両で巡回し布団などの寝具の乾燥消毒をしており、本年度も継続実施します。

② 新宮市生涯現役促進地域連携事業に協力

新宮市が県内で唯一、令和元年度から取り組んでいる厚生労働省の推進する生涯現役促進地域連携事業で高年齢者の雇用・就業機会の確保に資する事業の実施に協力する。

③ 自主的な同好会活動の支援

会員相互の交流、親睦を図る目的で自主的に実施する同好会活動について本年度も協力、支援を行います。

2. 法人管理事業

(1) 会員数の拡大

- ① 会員の確保、拡大はシルバー事業を推進していく上で根幹をなすもので本年度は第2次中期計画の3年目にあたり目標会員数を298名とします。
- ② 全国の会員100万人達成計画を推進するため会員による一人1会員入会運動で友人、知人等への勧誘を進めるとともにホームページや新聞広告、市広報誌等の媒体を効果的に活用して会員募集を強化します。
- ③ 入会促進の取組みとしてDVD等を活用し原則、毎月3回の入会説明会を実施するとともに適正かつ迅速な新規入会手続きに努めます。

(2) 公益社団法人の運営

- ① センターの安定的な運営を維持継続するためには財政基盤の強化は必須でありシルバー派遣事業や国庫補助事業に積極的に取組み財源の確保を図ります。
- ② 公益社団法人の目的であります公益目的事業を主たる事業として適正に運営するとともに収支相償に配慮しながら支出の削減など効率的な財政運営に努めます。
- ③ 和歌山労働局、和歌山県、新宮市、連合会からの指導、支援を糧に適切な法人運営に努めます。

(3) 総会・理事会の開催

センターの最高議決機関である定時総会の開催に加え、理事会は年6回開催を基本に必要な応じて開催し、事業の進捗等に対する理事の役割を強めていきます。

- | | |
|-------|---|
| ①定時総会 | 1回（5月に開催する。必要に応じて臨時総会を開催する。） |
| ②理事会 | 6回（概ね5月、7月、9月、11月、1月、3月に開催する。
その他、必要に応じて開催する。） |